4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,129,370,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で970,600,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	3,122,136,395,550円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	968,355,972,800円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年６月15日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円76銭６厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円76銭８厘８毛
12　償　還　期　限	令和８年９月14日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年６月15日

○財務省告示第二百五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年六月二十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年七月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1388回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,135,570,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で809,238,700,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で1,326,331,300,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した割引短期国債について、額面金額で664,400,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	2,111,191,415,400円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	656,812,552,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年６月22日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき98円85銭２厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円85銭８厘
12　償　還　期　限	令和９年６月21日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年６月22日